



問 本庁 市民課 ☎ 0986-76-8805 大隅支所 地域振興課 ☎ 099-482-5923
 財部支所 地域振興課 ☎ 0986-76-0934
 鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが対応します)

1 国民年金保険料額が変わります。

平成 31 年 4 月から平成 32 年 3 月までの保険料は月額 70 円引き上げされ、**月額 16,410 円**となります。保険料は納付書のほかに口座振替やクレジットカードでも納付することが出来ます。「どうせ払うなら少しでもお得に払いたい！」そんな方はぜひ口座振替やクレジットカード払いをご検討ください。

2 年金額が変わります。

年金額は、物価や賃金の変動によって決定されています。このため、平成 31 年度年金額が平成 31 年 4 月分から基本的に 0.1%の引き上げとなります。改定となる方には 6 月頃に年金額改定通知書が郵送されます。

鹿屋年金事務所による年金相談

5 月 15 日 (水) 時間：午前 10 時～午後 3 時 場所：大隅支所 別館 2 階大会議室
 相談は無料ですが予約が必要です。(大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923) 定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、年金請求の相談が優先となります。



減免のおはなし。

税務課 ☎ 0986-76-8804

税の減免とは税金が免除されたり、その一部が減額されること。税金の種類によって減免対象になる方は違いますので左記をご確認ください。

◎軽自動車税の減免

障害者手帳等をお持ちの方、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行う法人、身体障害者専用車両をお持ちの方で一定の要件を満たす方など。

※障がいのある等級によっては減免を受けられないことがあります。

◎固定資産税の減免

生活保護を受けている方の所有する固定資産税、公益のため使用されている固定資産税。

減免の申請は納期限までに

軽自動車税・固定資産税の減免申請をされる場合は、納期限までに申請をしてください。納期限を過ぎると減免できなくなりますので、ご注意ください。

＼ ちょっとお知らせ ＼

軽自動車税の納税証明書について

車検のある軽自動車で、軽自動車税の納税証明書(継続検査用)の有効期限欄に「*」印が印字されている方は、前年度以前に未納分があるため、そのままでは車検が受けられません。未納分を納めていただくようお願いいたします。